

石川県公報

令和 8 年 9 月 30 日（水曜日）

号 外

（第 5 6 号）

目 次

規 則	人事委員会
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町支援課） 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 5
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（少子化対策監室） 1	○退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則 7

規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十四号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条の表二十五の項イ中「申請書」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年石川県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「児童に」を「児童の」に、「適当な者」を「同条第一項各号に掲げる者（第三項において「登録一時保護委託者等」という。）」に改め、同条第二項中「による」を「により」に、「行う」を「行い、又は当該一時保護を行わせた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 児童相談所長は、法第三十三条第二十一項又は第二十二項の規定により登録一時保護委託者等以外の適当な者に委託して児童又は同条第十九項に規定する保護延長者の一時保護を行わせたときは、速やかに保護者に別記様式第十六号の二による通知をしなければならない。

第十七条の次に次の三条を加える。

（登録一時保護委託者の登録の申請書）

第十七条の二 法第三十四条の二十二第二項に規定する法第三十二条第一項第一号の登録（第十七条の四において「登録」という。）の申請書は、別記様式第十六号の三によるものとする。

（登録一時保護委託者の登録事項の変更の届出）

第十七条の三 法第三十四条の二十三の規定による法第三十四条の二十二第五項に規定する事項の変更の届出は、別記様式第十六号の四により行うものとする。

（緊急一時保護委託者の受領の滞滞の申出）

第十七条の四 省令第三十六條の五十一に規定する受領の滞滞の申出は、別記様式第十号の二に定める申出書又は申請書に提出して行われなければならない。

別記様式第十号の二「第33条の規定」は「第33条第1項（第2項、第19項、第20項）の規定」による。但し、同様の規定に定める旨を定める。

別記様式第16号の2（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

児童相談所長

印

緊急一時保護委託通知書

児童福祉法第33条第21項（第22項）の規定により一時保護を委託したので通知します。

児童氏名		性別		生年月日	年 月 日生 歳
住 所	〒				
一時保護	保護場所				
	保護開始 年 月 日				
	保護理由				
教 示	1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） 2 この決定については、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として（知事が、被告の代表者になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）				

別記様式第16号の3（第17条の2関係）

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法第34条の22第1項の規定により、同法第33条第1項第1号の登録を受けたいので申請します。

一 時 保 護 を 行 う 施 設	名 称	
	所 在 地	
職 員 の 定 数		
職 務 の 内 容		
主 な 職 員	氏 名	
	経 歴	

（添付書類）

- 1 登録一時保護委託者が行う一時保護に関する基準に適合していることを証する書類
- 2 申請者が法人である場合にあつては、定款その他の基本約款

別記様式第16号の4（第17条の3関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法第34条の23の規定により、同法第34条の22第5項に規定する事項の変更について届け出ます。

変 更 す る 事 項		1 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 2 一時保護を行う施設の名称及び所在地 3 職員の定数及び職務の内容 4 主な職員の氏名及び経歴 5 定款その他の基本約款
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日		
変 更 の 理 由		

備考

- 1 変更予定年月日の2週間前までに届け出ること。
- 2 「変更する事項」欄は、該当する番号に○印を付すこと。

別記様式第16号の5（第17条の4関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

石川県知事 様

申出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、児童福祉法第33条第1項第1号の登録の消除を申し出ます。

一時保護を 行 う 施 設	名 称	
	所 在 地	
消 除 を 求 め る 年 月 日		
消 除 を 求 め る 理 由		

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十一の四第三項中「第七十六条の二十一の十二第三項」を「第七十六条の二十一の十二第一項」に改める。

第七十六条の二十一の十二中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条に次の四項を加える。

2 条例第二十二條の六第七項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 職員に新たに条例第二十二條の六第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合

二 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第二十二條の六第七項の人事委員会規則で定める日は、第四十九条第一項に規定する給料の支給日とする。

4 条例第二十二條の六第七項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項において「支給日」という。）までに第七十六条の十四の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第七十六条の二十一の

二第二項第二号及び第七十六条の二十三において「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第十六号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第七十六条の二十二第一項本文中「の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を削り、「職員は」を「職員が」に、「又は」を「、又は」に、「前日」を「前月」に改め、同項ただし書中「の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一 通勤手当の額を増額して改定する場合(第三号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第七十六条の十四の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第七十六条の二十二に次の一項を加える。

3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

第七十六条の二十二の二第二項中「係る」の下に「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係る」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

ロ 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等(同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等)に係る通勤手当の額

第七十六条の二十二の二第三項中「事由発生月」の下に「(前項第一号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月)」を加える。

第七十六条の二十二の四第二項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第七十六条の二十二の四第三項を削る。

別記第八号様式中

届出の理由 ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路、方法又は 駐車場等の変更等の場合） ☐ 2 住居の変更（転居日の通勤 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 ☐ 4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）	☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の ☐ にレ印を付する。）
	（届出の理由が生じた日） 年 月 日

届出の理由 ☐ 1 新規（☐異動等に伴う通勤経路、方法又は駐車場等の変更等の場合） ☐ 2 住居の変更（転居日の通勤 ☐有 ☐無） ☐ 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 ☐ 4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）	☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の☐にレ印を付する。） ☐ （駐車場等を利用する場合）駐車場等は、配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でない。
（届出の理由が生じた日） 年 月 日	

改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十四号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成二十二年石川県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は主宰者が意見陳述の機会を行うことができなくなつたとき」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(經過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第十五条第二項の規定により行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。